

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、企業倫理と遵法の精神に基づき、経営の透明性を確保しつつ、競争力の強化を目指したコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。また、ステークホルダーを顧客、取引先、株主、社員、社会と定め、信頼関係を構築し、これにより、持続的な成長と企業価値の増大を図ってまいります。

当社は、2020年6月24日開催の第44回定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社に移行し、取締役会、監査等委員会を会社経営機関として、経営の透明性、公正性、遵法性を確保したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この移行の目的は、当社を取り巻く事業環境が急速に変化する中、監査・監督機能の強化を図るとともに、迅速かつ機動的な経営体制を構築することで、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図るためです。また、迅速かつ機動的な意思決定を可能とするため、定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定の相当部分を代表取締役および業務執行取締役等に委任しております。

今後も、社会環境・法制度等の変化に応じた仕組みを常に検討し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図り、改善に努める方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

(1) 政策保有に関する方針

・当社は、業務提携、取引先との安定的な取引関係の維持・強化により、中長期的な企業価値の向上を図るため、必要に応じて対象となる会社の株式を保有することを基本方針としております。

・保有株式については、定期的に取引状況や保有の意義の検証を行い、その結果を取締役に報告することとしています。また、保有の意義が薄れてきた株式については、縮減しております。

(2) 議決権行使の基準

・保有株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうか、当該企業の中長期的な価値向上につながるかどうか、などを総合的に勘案して議案に対する賛否を判断いたします。

【原則1-7】

・当社では、取締役会規程において、取締役が当社と一定の取引を行う場合は事前を取締役に於いて承認を得ることを定め、遵守しております。

・また、当社が行う主要株主との取引は、一般的な取引と同様、当社の社内規程に基づき承認することとしており、その内容は有価証券報告書において開示しております。

【原則2-6】

・リコーグループ企業年金は規約型をとっており、株式会社リコーが企業年金に関する専従組織を設けております。当社の人事担当役員が、制度運営・資産運用の妥当性を確認・承認する「リコーグループ年金委員会」に参加することで、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮ができるよう適切な運営体制の構築に協力しております。

【原則3-1(i)】

・有価証券報告書および当社ホームページにて、当社の経営理念、経営戦略・経営計画、中期経営計画を掲載しておりますのでご参照ください。

< 経営理念 >

<https://www.r-lease.co.jp/info/company/vision.html>

< 経営戦略・経営計画、中期経営計画 >

<https://www.r-lease.co.jp/ir/policy/index.html>

【原則3-1(ii)】

・本報告書の上記「[コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報](#) 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

【原則3-1(iii)】

・取締役報酬については、当社および当社グループの企業価値(株主価値)の増大に向けて、中長期に亘って持続的な業績向上を実現することに対する有効なインセンティブと位置付けており、コーポレート・ガバナンス強化の観点を重視して決定しております。

・具体的には、本報告書「II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項 [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」をご参照ください。

【原則3-1(iv)】

・本報告書「[経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況](#) 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

【原則3-1(v)】

- ・当社は、取締役候補者個々の選任理由を株主総会招集通知で開示しております。
- ・また、社外取締役個々の選任理由については、「II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項の取締役関係」および有価証券報告書で開示しております。

【補充原則4-1-1】

- ・当社取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営の基本方針、経営戦略等の重要な業務執行に関する事項について審議・決定するとともに、個々の取締役の職務執行の監督を行います。取締役会の決議事項および報告事項は、取締役会規程に定め、その旨を明確にしております。取締役会における決議事項の範囲は、経営戦略および経営計画等について建設的な議論を行う時間を確保すること、迅速かつ機動的な意思決定を行うこと、必要な情報が取締役会に提供されることなどの観点からこれからも不断の見直しを行います。
- ・また、迅速かつ機動的な意思決定を可能とするため、定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定の相当部分を代表取締役および業務執行取締役に委任しております。
- ・なお、当社では、全社重要方針・施策の審議や経営管理に必要な情報の報告等を行うための社長執行役員と要件を満たす執行役員から構成される経営会議、その他社長執行役員の意思決定に資するための諮問機関を設けており、これらの会議体で審議された案件が取締役会に報告されることなどにより、取締役会は経営の監督を行います。

【原則4-9】

- 当社は、社外取締役または社外取締役候補者が、次の各項目の何れにも該当しない場合に独立性を有しているものと判断します。
- ・現在および過去10年間に於いて、当社または関連会社の業務執行者
 - ・現在および過去3年間に於いて、当社の主要な取引先(相互の連結売上高の2%以上)、またはその業務執行者
 - ・現在および過去3年間に於いて、当社から役員報酬以外に多額(年間100万円以上)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
 - ・現在において、当社の主要株主(10%以上の議決権を直接または間接に保有している者)、またはその業務執行者
 - ・当社から多額(年間100万円以上)の寄付を受けている者、またはその業務執行者
 - ・当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

【補充原則4-11-1】

- ・当社の取締役会の人員数は、重要な意思決定と経営全般の監督を迅速かつ的確に行っていくために、定款で定める取締役(監査等委員である取締役を除く。)12名以内および監査等委員である取締役5名以内の範囲において、その時点の事業環境に合わせた適切な人員数とすることとしております。取締役会のメンバー選任には、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性を有することに加えて、ジェンダーや国際性などを含めた多様性を確保することが重要であると考えております。
 - ・現在は11名の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および3名の監査等委員である取締役の合計14名(内、女性3名の社外取締役(監査等委員である取締役を除く。))を含む。)で構成されており、現時点において適正な構成であると考えております。
- 今後も、取締役の選任にあたっては、当社が期待する資質を備えた、ジェンダーや国際性を含む多様な人材の選定を行ってまいります。

【補充原則4-11-2】

- ・取締役が他社の役員を兼任している場合は、取締役会においてその内容を確認し、当社の業務に支障がないことを確認しております。
- ・また、従来より、事業報告および株主総会参考書類において、各取締役の主要な兼任状況を開示しております。

【補充原則4-11-3】

- ・当社では、取締役会の実効性の継続的な向上・改善につなげるため、全ての取締役および監査役(監査等委員会設置会社へ移行前)に対して、取締役会の責務についての審議や運営状況等に関する調査を実施することで、取締役会の実効性評価を行いました。
- ・取締役会では、執行部門報告の内容の充実や中期経営計画の策定進捗を報告するなど、適切な運営の実施に努めました。また、決議事項等についての取締役会前の事前説明会に加えて、中期経営計画策定においては執行部門と意見交換する会合を設けました。
- ・その結果、総合的な評価として、実効性は概ね確保されているとの評価をいたしました。今後も、取締役会の実効性の継続的な向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2】

- ・取締役に求められる役割と責務を果たすため、就任時のトレーニング方針として、会社の事業・財務・組織等に関する知識の取得および会社法関連法令やコーポレート・ガバナンスに関する理解を深めることとし、そのための機会を提供しております。
- ・社内の説明会や勉強会に加え、社外講演会、セミナー等の推奨などを通じて積極的に外部の知見を活用することとしております。

【原則5-1】

- 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主の皆様と積極的な対話を促進しております。
- ・株主および投資家からの対話(面談)の申し込みに対しては、要望内容や関心事項を踏まえたうえで、可能かつ合理的な範囲で、経営陣も対応しております。
 - ・財務担当役員は、株主および投資家の皆様との対話を統括し、建設的な対話を実現するため、経営企画部、財務部や事業戦略部などの関連部門と連携し、対応しております。
 - ・社長執行役員は、中間・期末の決算説明会のほか、証券会社や証券取引所等が開催する各種カンファレンス・イベントに参加するなど、積極的に対話の機会を設けるよう努めております。
 - ・株主および投資家の皆様との対話で寄せられたご意見やご要望につきましては、経営陣および関連部門に速やかにフィードバックし、情報共有を図っております。
 - ・決算発表前の期間はサイレント期間とし、株主および投資家の皆様との対話を制限しています。また、当社のインサイダー取引防止規程に基づき、社内の情報管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社リコー	16,540,040	53.66
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,050,000	3.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	796,400	2.58
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	699,300	2.27
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	549,200	1.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	442,700	1.44
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	417,025	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	333,800	1.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	328,682	1.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	314,400	1.02

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	
--	--

親会社の有無 更新	なし
---	----

補足説明 更新

- ・大株主の状況は、2020年3月31日現在の状況です。
- ・当社は、自己株式を418,229株保有しておりますが、上記大株主からは除外しています。
- ・所有株式数の割合は自己株式を控除して計算しています。

2020年4月23日付で株式会社リコーが保有する当社の普通株式の一部について、株式会社リコーからみずほリース株式会社へ、6,160,000株の譲渡が実行されました。これにより、当社は株式会社リコーおよびみずほリース株式会社それぞれの持分法適用関連会社となりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は、株式会社リコーおよびその関係会社により構成されるリコーグループに属しております。リコーグループ企業と協力関係を保ちながら事業展開をする方針です。

また、上記「2. 資本構成【大株主の状況】 補足説明」に記載のとおり、2020年4月23日付で当社は株式会社リコーおよびみずほリース株式会社それぞれの持分法適用関連会社となりましたが、両社およびそのグループ企業からの事業上の制約はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	9名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	7名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
瀬戸 薫	他の会社の出身者												
二宮 雅也	他の会社の出身者												
荒川 正子	他の会社の出身者												
佐藤 慎二	他の会社の出身者												
戎井 真理	公認会計士												
中村 昭	他の会社の出身者												
原澤 敦美	弁護士												
徳嶺 和彦	弁護士												
川島 時夫	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

瀬戸 薫				<p>瀬戸薫氏は、大手運輸会社の経営者としての豊富な経験により、企業経営にかかる幅広い知識と高い見識を備えております。また、社外取締役として、これらの経験・見識に基づく、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいているとともに、指名報酬委員として、当社取締役の指名、後継者計画等および当社取締役報酬の公正・透明な検討決定に貢献いただいております。これらの実績を踏まえ、社外取締役および独立役員として適任であると判断しております。</p> <p>また、同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。</p>
二宮 雅也			<p>二宮雅也氏は、損害保険ジャパン株式会社の取締役会長です。当社と損害保険ジャパン株式会社グループとの間に取引がありますが、取引額は当社および対象企業の連結売上高の1%未満と僅少であります。</p>	<p>二宮雅也氏は、大手保険会社の経営者としての豊富な経験により、企業経営にかかる幅広い知識と高い見識を備えております。また、社外取締役として、これらの経験・見識に基づく、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいているとともに、指名報酬委員として、当社取締役の指名、後継者計画等および当社取締役報酬の公正・透明な検討決定に貢献いただいております。これらの実績を踏まえ、社外取締役および独立役員として適任であると判断しております。</p> <p>また、同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。</p>
荒川 正子				<p>荒川正子氏は、長年の不動産ビジネスで培われた豊富な経験と高い専門性、上場会社の社外役員の経験や一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会での活動により、コーポレートガバナンスについての高い見識を備えております。また、社外取締役として、これらの経験・見識に基づく、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいているとともに、指名報酬委員として、当社取締役の指名、後継者計画等および当社取締役報酬の公正・透明な検討決定に貢献いただいております。これらの実績を踏まえ、社外取締役および独立役員として適任であると判断しております。</p> <p>また、同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。</p>
佐藤 慎二			<p>2020年4月23日付で、株式会社リコーが当社株式をみずほリース株式会社に一部譲渡したことにより、当社は、佐藤慎二氏が所属する株式会社リコーの子会社から、同社の持分法適用関連会社になりました。</p>	<p>佐藤慎二氏は、大手総合商社、事務・精密機器メーカーおよび当該海外子会社における、経理・財務、経営全般の豊富な経験と高い実績およびこれらに基づく高い見識を有しております。また、これらの経験・見識に基づく、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいております。当社社外取締役として適任であると判断しております。</p>
戎井 真理				<p>戎井真理氏は、米国公認会計士として培われたグローバルな視野に立った会計に対する経験や見識を備えており、また、公認不正検査士として、企業の内部統制・経営倫理についても知見を有していることから、社外取締役および独立役員として適任であると判断しております。</p> <p>同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準により、一般株主と利益相反の生じるおそれなく十分な独立性を有すると判断しております。</p>
中村 昭			<p>2020年4月23日付で、株式会社リコーが当社株式をみずほリース株式会社に一部譲渡したことにより、当社は、中村昭氏が所属するみずほリース株式会社の持分法適用関連会社になりました。</p>	<p>中村昭氏は、大手銀行・証券会社等金融機関における経営層としての豊富な経験と高い実績およびこれらに基づく金融業界に関する幅広い知識と見識を有していることから、当社社外取締役として適任であると判断しております。</p>

原澤 敦美				原澤敦美氏は、弁護士として培われた専門的な経験と知識や上場会社の社外役員としての経験と見識を備えており、社外取締役および独立役員として適任であると判断しております。同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。
徳嶺 和彦				徳嶺和彦氏は、長年にわたる弁護士としての経験や上場会社の社外役員としての経験と見識を備え、また、社外監査役として、会社から独立して、専門的見地から公正で客観的な監査を行っており、監査等委員である社外取締役および独立役員として適任であると判断しております。同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準により、一般株主と利益相反の生じるおそれなく十分な独立性を有すると判断しております。
川島 時夫			川島時夫氏につきましては、2011年3月まで株式会社三菱UFJ銀行の業務執行者でありましたが、同社を退職してから約9年経過しております。 当社は、同銀行の他、多数の金融機関と取引を行っており、同銀行は当社の特定関係事業者ではありません。	川島時夫氏は、大手金融機関での長年の勤務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有し、上場会社の常勤監査役を務める等、豊富な経験と高い見識を有しており、監査等委員である社外取締役および独立役員として適任であると判断しております。同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準により、一般株主と利益相反の生じるおそれなく十分な独立性を有すると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 **更新**

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 **更新**

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の直下に監査等委員会室を設置し、執行側から一定の独立性を確保した複数のスタッフを配置します。また、監査等委員会からの当該スタッフに対する指示の実効性を確保するため、当該スタッフの人事・異動・考課については、監査等委員会の意見を考慮するものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

常勤監査等委員の監査(往査)は、内部監査(社内各部門、子会社)と同時に協働する形で実施されます。また、内部監査の結果は、監査等委員会に対して定期的に報告されます。

監査等委員会は、執行体制内の内部監査部門を利用し、必要に応じて情報の入手や監査に関する指示を出します。この利用・指示を円滑に行う為に常勤の監査等委員を設置しています。

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法および金融商品取引法に基づく監査を委嘱しています。監査等委員会は、監査計画および監査結果について報告および説明を受け、また必要な情報交換を行うなど、十分な連携の確保に努めてまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	0	5	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	0	5	0	0	社外取締役

補足説明

取締役候補の指名と経営陣幹部の選解任、最高経営責任者の後継者計画の策定・運用および取締役報酬の決定について、客観性・透明性・妥当性の確保を図ることを目的に、取締役会の諮問機関としての指名報酬委員会を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 7名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の「独立性判断基準」を、「コーポレートガバナンス・コード[原則4-9]」のとおり定めており、同基準を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

・取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く、以下、同様とする。)の報酬は、固定報酬、単年度業績連動賞与(短期インセンティブ)、株式報酬(中長期インセンティブ)で構成しております。
 ・株式報酬制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2019年6月開催の第43回定時株主総会の決議を経て、導入しました。なお、2020年6月開催の第44回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて取締役を対象とした本制度に係る報酬枠の設定につき決議しております。
 ・本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(本信託)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

・当社には、報酬等の総額が1億円以上の取締役はいないため、個別報酬の開示は行っておりません。
 ・2020年3月期において、当社の取締役に対する報酬等の年間総額は、212百万円です。
 ・当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、2020年6月開催の株主総会で決議された報酬限度額の年額280百万円以内(うち社外取締役分は年額60百万円以内)となっております。
 ・また、株式報酬制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計300百万円を上限として対象期間に在任する取締役に対する報酬として拠出しております。
 ・当社の監査等委員である取締役の報酬は、2020年6月開催の株主総会で決議された報酬限度額の年額60百万円以内となっております。
 ・使用人兼務取締役の使用人としての給与は支給しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 報酬の基本方針

当社および当社グループの企業価値(株主価値)の増大に向けて、中長期に亘って持続的な業績向上を実現することに対する有効なインセンティブとして、取締役報酬を位置付けており、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、以下の方針に基づいて報酬を決定しております。

- (1)取締役期待される役割、責任に応じた報酬体系を構築する。
- (2)会社業績や企業価値(株主価値)を高め、株主と利害を共有できる報酬とする。
- (3)優秀な人材を登用(採用)・確保できる報酬水準を確保する。
- (4)株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たすため、報酬決定のプロセスについて客観性・透明性・妥当性の確保を図る。

2. 報酬体系

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く、以下、同様。)の報酬は、固定報酬、単年度業績連動賞与(短期インセンティブ)、株式報酬(中長期インセンティブ)で構成されており、総報酬に占める単年度業績連動賞与と株式報酬の合計額の比率は50%程度を目安としております。

固定報酬は、取締役の役割と責任の重さに基づき決定しております。

単年度業績連動賞与は、当該事業年度の業績向上の取り組みを反映させるという考え方にに基づき、当該事業年度の連結営業利益とその達成率により算出し、各取締役の役位や職務遂行状況の結果を加味して決定しております。

株式報酬は、年間の固定報酬額と単年度業績「株式交付規程」に基づき、業績目標(連結営業利益等)の達成度等に応じたポイントを付与します。

なお、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役の報酬は、適切に監督を行う役割と独立性の観点から、固定報酬のみとしております。

3. 決定手続

取締役報酬決定についての客観性・透明性・妥当性の確保を図ることを目的に、指名報酬委員会を設置しております。同委員会は取締役会の諮問機関として位置づけられており、独立社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員で構成されております。取締役の報酬は、同委員会において、取締役の報酬制度や報酬水準が上記方針に沿ったものであるかを審議し、その結果を踏まえて、取締役会において決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外含めた全取締役のサポートを取締役会室が担当しております。議案担当部門と連携して、取締役会の事前情報提供、欠席した取締役への事後情報提供などを実施します。

監査等委員である社外取締役のサポートは、常勤の監査等委員および監査等委員会室が担当しております。議案担当部門と連携して、取締役会および監査等委員会の事前情報提供、欠席した監査等委員である取締役への事後情報提供などを実施します。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	-------	------	---------------------------	--------	----

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 名

その他の事項

当社には、相談役・顧問の制度はございません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1)業務執行

当社は、株主総会、取締役会、監査等委員会等の法定の機関に加え、取締役会または社長執行役員意思決定に資するための各種諮問機関を設けております。

< 取締役会 >

当社の取締役会は、常勤取締役5名(内、監査等委員である取締役が1名)および社外取締役9名(内、監査等委員である取締役が2名)の計14名で構成されており、法令・定款に定められた事項および経営に関する重要事項等について審議し、意思決定を行います。

また、監査等委員会設置会社に移行したことにより、定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定の相当部分を経営陣に委任し、更なる迅速・機動的な意思決定を可能とします。

< 執行役員制度、経営会議 >

当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会は執行役員を選任し、権限と責任を定め、業務の執行を委嘱することにより、意思決定および

業務執行の迅速化を図っております。業務執行においては、社長執行役員が取締役会の決定した事業計画および各種施策に基づき、業務執行上の最高責任者として業務を統括しております。社長執行役員と所定の要件を満たす執行役員から構成される経営会議では、業務執行に関する重要事項について協議・決定しております。取締役会は、各執行役員の業務執行状況の監督を行うほか、社長執行役員に内部統制体制の構築を指示し、その整備運用の方針およびその実施結果について定期的に報告を求め、内部統制体制の継続的強化を図っております。

< 任意の委員会 >

取締役会の諮問機関として、取締役候補の指名と経営陣幹部の選解任、最高経営責任者の後継者計画の策定・運用および取締役報酬の決定について、客観性・透明性・妥当性の確保を図ることを目的に、独立社外取締役全員で構成する指名報酬委員会を設置しております。

そのほか、社長執行役員の諮問機関として、次に掲げる委員会を設置しております。

- ・開示委員会：リコーリースグループにおける企業情報の開示を効果的・効率的に行うことを目的
- ・ALM委員会：リスクの適正管理と収益の極大化を図るべく、資産・負債管理を適切に行うことを目的
- ・審査委員会：審査業務に係わる審議・決定ならびに審査関連事項の報告を行うことを目的
- ・リスクマネジメント委員会：リコーリースグループにおけるリスクマネジメントの展開推進を効果的・効率的に行うことを目的
- ・サステナビリティ委員会：リコーリースグループの「サステナブル経営」をより効果的にサポートすることを目的

(2) 監査・監督

< 取締役会 >

監査等委員会設置会社に移行したことにより、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこととなったため、取締役会の監督機能を一層強化しております。

< 監査等委員会 >

当社の監査等委員会は、取締役会における議決権の行使および株主総会における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の人事、報酬に関する意見陳述権の行使、また、取締役会、経営会議などの重要な会議への出席、重要書類の閲覧、業務および財産の状況調査などを通じて、取締役会の意思決定過程および取締役の業務執行状況の監査・監督を行います。監査等委員会は3名で構成され、うち2名は独立性の高い社外取締役であります。また、監査等委員会による監査を円滑に行うため、常勤の監査等委員が1名おります。

また、代表取締役と常勤の監査等委員である取締役は、株主からのそれぞれの受託責任に基づき、会社経営について緊密な意見交換を行います。また、取締役および従業員は監査等委員である取締役に対して、法定の事項に加え、「法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または当社および子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき、当該事実に関する事項」「内部監査および子会社調査の結果」「当社および子会社役員からの内部通報制度による内部通報の状況」「その他監査等委員が報告を求めた事項」について報告する体制としております。

< 内部監査 >

独立した内部監査部門には8名のスタッフがあり、各事業執行部門および子会社の事業の執行状況について、法令等の遵守と合理性・効率性の観点から、内部監査を実施しています。監査結果は、代表取締役社長執行役員、常勤監査等委員、および関係役員に報告し、必要に応じて被監査部門から改善計画・実施の報告を受けています。また、定期的に、取締役会、監査等委員会、全社執行会議に対しても監査結果を報告します。

内部統制評価いわゆるJ-SOX監査につきましては、法令等の遵守、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性および資産の保全の観点から、内部監査部門が実施し、公正かつ客観的な立場で評価し、改善のための助言・勧告を行っております。会計監査人である監査法人と、監査実施内容や監査結果等について、定期、不定期に意見交換を行い、緊密な連携を維持しております。

< 会計監査 >

当社の会計監査につきましては、当社と監査契約を締結している有限責任監査法人トーマツが監査を実施しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、東海林雅人氏、青木裕晃氏、渡辺規弘氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。継続関与年数については全員1年であります。また、会計監査業務に係った補助者は、公認会計士8名、その他20名であります。

(3) 指名、報酬決定

< 指名 >

当社取締役会が、取締役（監査等委員である取締役を除く。なお、以下、取締役とする。）・監査等委員である取締役（同、監査等委員とする。）候補の指名と経営陣幹部の選解任の決定を行うに当たっての方針・手続きは以下のように定めております。

【取締役・監査等委員候補の指名と経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針・手続き】

- (1) 取締役・監査等委員として果たすべき役割・責任を適正かつ厳格に遂行できる人材を登用する。
- (2) 取締役・監査等委員の選任にあたっては、優れた人格、多様で豊富な経験、専門領域を有する人材を指名する。特に、社外取締役（監査等委員含む）は、上記に加えて「株主や社会等の視点からの判断軸を有する人材」という要件を付加し、独立性判断基準を定め、充足する人材を選任する。
- (3) 取締役候補の選任については、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で候補案を決定する。
- (4) 監査等委員候補の選任については、指名報酬委員会での審議ならびに監査等委員会の同意を経て、取締役会で候補案を決定する。
- (5) 経営陣幹部は、当社および当社グループの経営戦略ないし各事業戦略の実現に向けて、強いリーダーシップに基づく業務執行能力や優れた人格を有する人材を指名する。
- (6) 経営陣幹部の選任については、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議をもって決定する。
- (7) 経営陣幹部の解任については、以下の解任基準を踏まえたうえで、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定する。
 - 果たすべき役割・責任を遂行できる資質がないと判断されたとき
 - 職務執行に際して不法・不正な行為があったとき
 - 会社の名誉を毀損するような言動をしたとき
 - 健康上の理由等により、職務の正常な執行が困難と判断されたとき
 - その他本人の責めに帰すべき事由により役員として職務の執行が困難と判断されたとき

< 報酬 >

取締役報酬決定についての客観性・透明性・妥当性の確保を図ることを目的に、指名報酬委員会を設置しております。同委員会は取締役会の諮問機関として位置づけられており、独立社外取締役全員で構成されております。

取締役の報酬は、同委員会において、取締役の報酬制度や報酬水準が上記方針に沿ったものであるかを審議し、その結果を踏まえて、取締役会において決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査・監督機能の強化を図るとともに、迅速かつ機動的な経営体制の構築によりコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、当社は、2020年6月24日開催の第44回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	<p>株主総会開催日の19日前に発送しております。</p> <p>発送日:2020年6月5日</p> <p>また、2015年から発送日よりも前に自社ホームページに掲載し、出来る限り迅速な開示に努めております。</p> <p>掲載日:2020年6月1日</p> <p>https://www.r-lease.co.jp/ir/stock/shmeeting.html</p>
集中日を回避した株主総会の設定	<p>多数の株主の皆様の参加を促す目的で株主総会の集中日は回避して開催しております。今年度は、予想集中日を回避し、2020年6月24日に開催いたしました。</p>
電磁的方法による議決権の行使	<p>議決権行使の円滑化、促進を図る目的で、インターネットによる議決権の行使は、2003年6月の株主総会から導入しております。</p>
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	<p>機関投資家向けには議決権行使プラットフォームを2007年より採用しております。</p>
招集通知(要約)の英文での提供	<p>海外投資家の議決権行使促進のため、2016年より、招集通知に英訳(一部抜粋)を当社ホームページ(https://www.r-lease.co.jp/english/ir/stock/shmeeting.html)、東京証券取引所ホームページ、および議決権行使プラットフォームに掲載しております。</p>
その他	<p>株主総会当日ご欠席の株主の皆様にご覧いただくために、今年度は株主総会の様子をリアルタイムで配信しました。また、録画した内容は、自社ホームページ上でも配信しております。</p> <p>https://www.r-lease.co.jp/ir/stock/shmeeting.html</p>

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>当社では、各種法令等を遵守し、東京証券取引所の定める規則に沿って、情報開示を行っております。また、投資判断に影響を与えると当社が判断した情報につきましては、適時開示規則に該当しない場合でも、正確・公平・迅速に情報開示を行ってまいります。</p> <p>https://www.r-lease.co.jp/ir/policy.html</p>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	<p>2020年3月期は開催いたしませんでしたが、当社では、個人投資家の皆様向けの会社説明会の開催を予定しております。また、IRサイトには、個人投資家向け会社説明会資料の掲載や個人投資家向けにリコーリスを紹介するコンテンツを設けております。これにより、地域、時間の別なく、個人投資家の皆様に当社を理解していただけるよう努めております。</p>	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	<p>9月の第2四半期決算と3月の本決算の年2回開催しております。説明会は、機関投資家ならびにアナリストを中心に約40名の参加があります。</p> <p>なお、2020年5月の本決算の説明会は、コロナウィルス感染症の拡大防止に伴い、従来の会場開催から、インターネットによるライブ配信で開催しました。</p>	あり

IR資料のホームページ掲載	IRサイトアドレスは、下記になります。 https://www.r-lease.co.jp/ir/ 当該サイトでは、決算短信、有価証券報告書、事業報告書、決算説明会資料および動画、個人投資家向け会社説明会資料等を掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRに関する担当部署は、経営管理本部 経営企画部です。
その他	当社では投資家の皆様向け情報開示強化の観点から、決算発表の早期化に努め、決算発表後にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。また、フェアディスクロージャーの観点から、開催後速やかにホームページ上で決算説明会の資料や質疑応答を掲載するとともに動画を配信しており、個人株主および個人投資家の皆様も視聴できる環境を整えております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役員および従業員が共通に守るべき方針、規範として次の事項を定め、遵守しております。(1)経営理念(経営理念、基本姿勢)、(2)リコグループ企業行動規範、(3)環境方針、(4)社会貢献基本方針、(5)情報セキュリティ基本方針、および(6)個人情報保護方針があります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は「サステナブル経営」をより効果的にサポートするために、社長執行役員の諮問機関として、サステナビリティ責任者を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置しております。</p> <p>ESGやSDGsにおける重要課題を特定し、地球環境問題を含む社会課題解決のために、事業活動での中長期的な取組み目標を定め、事業活動を通じて持続可能な社会の実現を目指しております。</p> <p>地球環境問題については、地域環境負荷の削減と再生能力の向上に取り組む「環境経営」を実践しています。リースによる製品・設備等の提供、適正な回収の仕組みは、循環型社会の貢献につながります。</p> <p>メーカー系リース会社の特性を生かし、グループ企業とのサプライチェーン連携により、多くの環境配慮型商品の提供(グリーン購買)を行っており、グループの統合物流・リサイクルシステムの一翼を担うことで、循環資源の回収・保全・再利用など、事業を通じた環境保全を行っております。また、社内業務プロセスの継続的な改善を行うことで、環境保全活動を促進しております。</p> <p>これらの活動の状況は、「サステナビリティレポート」で、当社ホームページに開示しております。 https://www.r-lease.co.jp/csr/download/index.html</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の事業活動の方針および結果に関する事項や業績に重要な影響を及ぼす事項については、あらかじめ定めた開示情報作成プロセス、開示手順に沿って適時情報開示を行ない、環境保護や社会貢献活動などの社会要請に関する事項などに関しては必要の都度、積極的に情報発信することにより、経営の透明性の確保および企業市民としての責務を果たすよう努力しております。

その他

お客様の声と社会からの期待の変化を事業の成長機会として捉え、顧客満足を経営の課題として、高品質な商品・サービスの提供のために品質向上活動を実施しております。

また、情報の適切な管理のために情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001) および個人情報保護マネジメントシステム (プライバシーマーク制度) の認証を取得し、効率的、安全、的確な業務運営に努め、その継続および向上を目指しております。

女性の活躍に向けた方針・取り組みについて

「一人ひとりが尊重しあい、楽しくいきいきと働き続ける環境をつくります。」という経営理念に定められた基本姿勢を実現するために、当社は「ダイバーシティ&インクルージョン」、「ワークライフマネジメント」の強化に積極的に取り組んでいます。性別、年齢、雇用形態、新卒・中途採用、国籍、ライフスタイル、宗教、性的指向/性自認、障がいの有無に関わらず、多様な人材が新しい価値、高い価値の創出へのチャレンジや活躍を引き出すダイバーシティ推進を人材マネジメントの基本であると考え、様々な施策を展開しております。

特に、社員の40%を超える女性の活躍推進には積極的に取り組んでおり、2020年度末までに女性管理職比率を20%まで引き上げることを目指しております。現在、女性の社外取締役3名、執行役員1名および理事1名を登用しており、女性管理職43名(18.5%)がさまざまな職域で活躍の場を広げています。

目標を達成すべく、具体的な活動として 女性および管理職の意識改革を促すための施策「ダイバーシティフォーラムの実施」、女性社員を対象とした管理職育成を目的とするキャリア研修などを実施しております。また、個々のライフステージやキャリア目標に応じたコース選択を可能にし、女性の職域拡大を可能とするコース別人事制度や育児や介護によるキャリアロス軽減、適性・能力を適切に反映できる評価制度を運用しております。さらに、男性社員の育児参画による意識改革を目的とした育メン・チャレンジ休暇制度の導入や時間年休・育休の一部有給化・介護休暇の期間拡大など福利厚生制度の拡充も図っております。

2018年4月からは、時間と場所にとらわれない柔軟な働き方により、高い生産性を実現する「働き方改革」をスタートさせ、サテライトオフィス、在宅勤務、ペーパーレス/フリーアドレス等の様々な取組みを進めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「私達らしい金融サービスで豊かな未来への架け橋となります」を経営理念とし、変わりゆく社会により貢献し、お客さまそして自己の未来を創造していくことを目指します。事業構造変革に挑戦するとともに、職務の執行が適法、適正、効率的に行われるため、内部統制システムを整備・運用し、その継続的な改善に努めます。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、法令および定款に定める事項やその他経営上の重要事項を決定するとともに、適切な業務執行体制を構築する。

取締役および従業員はリコーの経営理念のもと、法令はもとより社会通念および企業倫理の遵守を業務執行の最重要方針とする。当社の企業行動規範を遵守し、取締役はこれを率先して周知・浸透させる。さらにこれを全社に徹底するために、コンプライアンス担当責任者を選任し、推進担当部門を定め、教育・啓発を行う。また、コンプライアンスに関する通報・相談窓口の「ホットライン」を設置し、社員に周知を図る。

反社会的な活動や勢力に対しては、一切関係をもたないことを、当社グループの基本姿勢とするとともに、反社会的勢力に係わる被害防止や適切な対応実施のため、社内規程や内部管理体制の整備と警察等社外関連団体との通報・情報収集・連携を図り、組織的な対応体制の整備と強化を推進する。

金融商品取引法およびその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルールの遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の高い信頼性の維持」、「資産の保全」のために、内部統制システムおよびビジネスプロセスの改善に努める。

会社情報開示については、情報開示規程により、開示情報の区分、開示手順、開示責任者を定め、開示委員会にて確認・評価することを通じて、情報の正確性、適時性および網羅性を確保する。

内部監査部門を設置し、事業の執行状況を法令等の遵守と合理性・効率性の観点から監査し、検討・評価の上、改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役が職務執行として行った意思決定に関する記録・稟議書等については、管理責任部門を定め、法令および社内規程に基づき作成・保存・管理する。また、必要に応じて閲覧可能な状態で保管する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント規程に基づき、損失の危険の発生を未然に防止する。

万一損失の危険が発生した場合においても、クライシス・インシデント対応標準に基づき、被害(損失)の極小化を図る。

損失の危険の管理を網羅的・統括的に管理するために、「リスクマネジメント委員会」を設置し、周知徹底を図る。

事業特性上のリスクに対して、社内規程に基づき社長執行役員の諮問機関として下記委員会を設置し、それぞれ総合的に分析・検討し、リスク管理を行う。

- ・高額案件等の信用リスクに関しては「審査委員会」
- ・金利変動等の市場リスクに関しては「ALM委員会」

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

経営理念に基づく経営目的を達成するため、取締役会は事業計画を審議・決定し、代表取締役および業務執行取締役および各組織長は、決定された事業計画を全社に周知し、展開する。取締役会は、毎月、業績の報告を受け、外部環境の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、確認・指示する体制をとり、効率的かつ有効性のある職務執行を行う。

当社は、定款および取締役会規程の定めにより、重要な業務執行の決定を代表取締役および業務執行取締役に委任し、迅速かつ機動的な意思決定を行い、取締役会は業務執行の監督を行う。また、経営会議を設置し、代表取締役および業務執行取締役が、意思決定を最適かつ迅速に行える体制をとる。

当社は、執行役員制度を導入し、業務分掌および職務権限に関する規程を定め、業務執行に関する権限を執行役員や各責任者に委譲することで、経営の効率化を図る。

(5) 当該株式会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会は、当社グループ全体の経営監督と重要事項の意思決定を行う。その実効性を確保するために関係会社管理規程を定め、統括する機能として主管管理部門を設置し、グループの管理を行う。

子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受ける。

子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント規程およびクライシス・インシデント対応標準に基づき、子会社を含めたグループ全体の損失の危険の発生に対する未然防止と損失の危険が発生した場合の被害(損失)極小化を図る。

子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

・当社は、子会社を含めた事業計画を策定し、グループ全体で効率的かつ有効性のある業務執行を行う。

・当社は、当社に準じた職務権限規程等、組織や意思決定に関する体制整備を子会社に推進することで、子会社取締役の効率的な職務執行を促す。また、子会社が重要事項を当社に協議・報告する体制を通じて、グループ戦略の一貫性を保ち、グループ全体での業務執行を効率的に行う。

子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・当社は、子会社の役職員に対して、当社の企業行動規範を周知・浸透させ、法令遵守に関する教育・啓発を行う。また、コンプライアンスに関する通報・相談窓口の「ホットライン」を設置し、子会社の役職員に周知を図る。

・当社は、子会社が、反社会的な活動や勢力に対する当社グループの基本姿勢に則り、体制を整備することを推進する。

・当社の内部監査部門は、法令遵守等の観点から、子会社の業務の執行状況に対して定期調査を実施する。

(6) 監査等委員会の職務の執行が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査等委員会の職務を補助すべき従業員の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室を設置し、執行側から一定の独立性を確保した従業員を配置する。

ロ 当該従業員は監査等委員会の職務を補助するときは取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けない。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、当該従業員の人事評価および異動については、事前に監査等委員会の意見を聴取し決定する。

ハ 取締役は、監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会の要請に基づき、監査等委員会室および当該従業員の体制整備に努める。

監査等委員会への報告に関する事項

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および従業員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、次の事項を報告する。尚、当社は、監査等委員会に報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

イ 法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または当社および子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき、当該事実に関する事項

ロ 内部監査および子会社調査の結果

ハ 当社および子会社役職員からの内部通報制度による内部通報の状況

ニ その他監査等委員会が報告を求めた事項

その他監査等委員会の職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の職務の執行が実効的に行われることを確保するため、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は以下の体制を整備し、当社の従業員はこれに協力する。

イ 監査等委員が取締役会の他、経営会議やその他の重要な会議に出席すること

ロ 監査等委員が当社および子会社の役職員から職務執行状況を聴取すること

ハ 監査等委員が重要な決裁書類等を閲覧すること

ニ 監査等委員の職務執行により生ずる費用等を当社が負担すること

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的な活動や勢力に対しては、一切関係をもたないことを、リコーリースグループの基本姿勢とするとともに、反社会的勢力に係わる被害防止や適切な対応実施のため、社内規程や内部管理体制の整備と警察等社外関連団体との通報・情報収集・連携を図り、組織的な対応体制の整備と強化を推進する。

その他

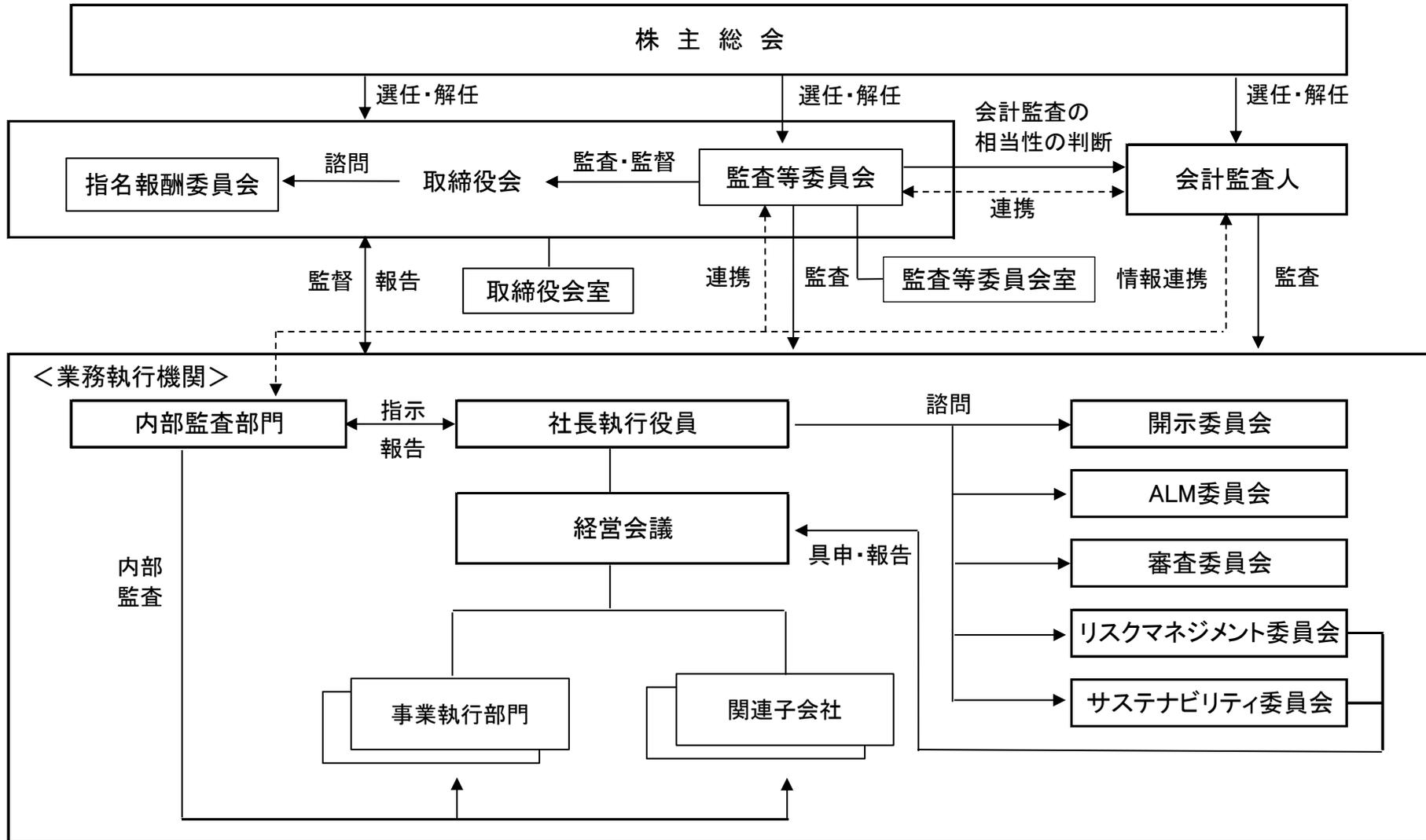
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



【適時開示体制の概要】

